

利益相反管理方針の概要

三重銀行(以下「当行」といいます)は、法令等に基づき、利益相反のおそれがある取引を以下のとおり適切に管理し、当行または当行のグループ会社が行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適正に業務を遂行します。

1. 利益相反管理の対象となる取引とお客さま

(1)利益相反管理の対象となる「利益相反のおそれがある取引」(以下「対象取引」といいます)は、当行または当行のグループ会社(以下「当行グループ」といいます)が行う取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれがある取引です。

(注)「利益相反」とは、取引の当事者(例えばお客さまと当行グループ)の利益が相反する状況にあることをいいます。

(2)利益相反管理の対象となる「お客さま」は、当行グループが行う銀行関連業務または登録金融機関業務において取引の相手方となるお客さまです。

(注)「銀行関連業務」とは銀行法その他の法律により銀行が営むことができる業務をいい、「登録金融機関業務」とは金融商品取引法第33条の2に基づき内閣総理大臣の登録を受けて行う証券業務等をいいます。

2. 対象取引の類型

当行グループがお客さまとの間で行う取引のうち対象取引に該当するものについては、利益相反の当事者および状況に応じて、次の4類型に分類します。

お客さまの利益が不当に害されるおそれがある取引で、

類型 : お客さまの利益と当行グループの利益が対立または競合する場合

類型 : 一方のお客さまの利益と他方のお客さまの利益が対立または競合する場合

類型 : 当行グループが入手したお客さまの情報を不当に利用する場合

類型 : その他お客さまの利益が不当に害されるおそれがある場合

3. 利益相反管理の方法

対象取引の特性に応じて、次の管理方法を選択し、または組み合わせることにより、適切かつ十分な利益相反管理を行います。

対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

その他お客さまの利益を保護するために必要な方法

4. 利益相反管理体制

(1)営業部門からの独立性を有した品質向上部を利益相反管理統括部署とし、対象取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、品質向上部の担当役員を利益相反管理責任者とし、適切な利益相反管理態勢を整備・確立するために利益相反管理全般を統括します。

(2)利益相反管理統括部署は、対象取引の特定および利益相反管理の的確な実施、利益相反管理のために必要な当行グループ全体の情報の集約、当行グループの役職員への利益相反管理の周知徹底等を行います。

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、当行および株式会社三重銀カードです。